

別表（第2条関係）

保護樹木等の指定基準

	指 定 要 件
保 護 樹 木	<p>市民に広く親しまれ、又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹本で 次の各号のいずれかにおおむね該当するもの</p> <p>(1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上 である樹木</p> <p>(2) 高さが1.5メートル以上である樹木</p> <p>(3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの</p> <p>(4) その他市長が適当と認める樹木</p>
保 護 樹 林	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区 域内で本市の良好な自然環境を保全し、及び育成する上で必要な樹木の 集団又は由緒由来があり容姿がすぐれている樹木の集団で、次の各号の いずれかにおおむね該当するもの</p> <p>(1) その集団の存する土地の面積がおおむね500平方メートル以 上である樹木の集団</p> <p>(2) 歴史、文化等と結びつきがある樹木の集団</p> <p>(3) その他市長が適当と認める樹木の集団</p>